

組合 使用欄	決裁欄	常務理事	事務局長	部長	課長	係長	係
	番号		事業所での 加入期間	自	・	介護保険	該当・不該当
	報酬	千円		至	・	保険証発行	カード 枚
保険料	無・現金・振込	月～	月分		円	納付書発行	枚

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

※この申請は被保険者資格喪失年月日（退職日の翌日）を含め 20 日以内に行ってください。20 日を経過した場合は申請を受けられません。

在職時の被保険者証の記号番号	—	資格喪失年月日 (退職日の翌日)	令和 年 月 日	資格喪失の際の 標準報酬月額	千円
在職時の事業所名					
氏名		性別	男・女	年齢	歳
		生年月日	昭和・平成	年 月 日	
住所	〒 —			電話番号	()

資格取得月の翌月以降の保険料納付方法	<input type="checkbox"/> 毎月	<input type="checkbox"/> 半年前納 (9月と3月で区切り)	<input type="checkbox"/> 1年前納 (3月で区切り)
	(該当項目にレ印を記入してください。)		

※申請を受付後、1週間程度で健康保険被保険者証と初回保険料納付書等を送付します。(事業所からの資格喪失届が提出されないことによって遅れる場合があります。)納付書に記載されている納付期日までに保険料を納付してください。初回保険料の納付がない場合は資格取得の取り消しとなります。2回目以降の保険料はその月の10日(10日が土、日、祝日の場合は翌営業日)までに納付してください。2回目以降の保険料の納付がない場合は納付期日の翌日に資格喪失となります。

※資格取得時に半年前納又は1年前納を希望する場合、資格取得月の末日(末日が土、日、祝日の場合は翌営業日)までに翌月以降の保険料前納が必要です。資格取得時の前納は資格取得月の末日までに納付することにより前納となるため、申請時期によっては前納することができない場合があります。(別紙「健康保険任意継続被保険者の保険料の納付方法について」参照)

※手続き後は、納付方法変更の申し出がない限り継続することとなります。

**保険料未納により、資格喪失となった場合においても、異議申し立てしないことを誓約し申請します。
(注意：初回の保険料の納付がない場合、資格取得の取り消しとなります。)**

備考欄	
-----	--

被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記入してください。備考欄にマイナンバーを記入した場合、「身元確認を行うための書類(被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー等のいずれか1点)」及び「番号確認を行うための書類(被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、個人番号通知のコピー、個人番号が記載された住民票等のいずれか1点)」の添付が必要です。

受付日付印

【問い合わせ先】

測量地質健康保険組合 業務課業務第一係

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-30-5 TEL03-3987-3154

任意継続被保険者資格取得申請時の留意事項

申請前に必ずご確認ください。

《資格取得の要件》

次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ①退職等により健康保険の資格を喪失したこと（事業所からの資格喪失届の提出が必要です。）
- ②資格を喪失した日の前日まで継続して2か月以上の被保険者期間があること。
- ③資格を喪失した日から20日以内に任意継続被保険者となることの申請をすること。（20日を経過した場合は申請を受けられません。）
- ④75歳未満であること。（75歳以上の方、65歳以上の障害認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入するため）

《保険料の納付》

保険料は納付書に記載されている納付期日までに納付してください。（納付期日の過ぎた納付書は使用できません。）

納付期日までに保険料の納付がない場合、納付期日の翌日に資格喪失となり健康保険被保険者証は使用できなくなります。

初回の保険料の納付がない場合は、任意継続被保険者資格取得日（退職日の翌日）に遡り資格取得取り消しとなり、任意継続被保険者としての健康保険被保険者証は使用できません。

《加入期間》

任意継続被保険者となった日から最長2年間加入できます。

《被保険者でなくなる日（資格喪失日）》

- ①任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき（健康保険被保険者証に表示される喪失予定年月日）
- ②死亡したとき（死亡日の翌日）
- ③保険料を指定された納付期日までに納付しなかったとき（納付期日の翌日）
- ④就職して他の健康保険等の被保険者となったとき（被保険者資格を取得した日）
- ⑤後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき（75歳の誕生日又は65歳以上の障害認定日）
- ⑥任意継続被保険者でなくなることを申出した場合は、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき（申出書受理日の翌月1日）

《保険料の算出方法》

任意継続被保険者の保険料は、退職時の標準報酬月額か当健康保険組合の前年9月末時点の平均標準報酬月額のどちらか低い方の標準報酬月額に保険料率を乗じて算出します。

保険料は、原則として2年間変更はありません。

健康保険任意継続被保険者の保険料の納付方法について

1. 保険料の額

1か月分の保険料額は次により算出します。詳細は当健康保険組合までお問い合わせください。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{退職時の標準報酬月額} \\ \text{(上限380,000円)} \end{array}} \times \boxed{\frac{98.0}{1000} \left(\begin{array}{l} \text{40歳～65歳未満の方} \\ \text{は介護保険料を加え} \end{array} \frac{115.2}{1000} \text{ ※} \right)} = \boxed{\text{1か月分保険料額}}$$

※1,000分の115.2は令和5年4月からの介護保険料率を含めた率です。(令和5年3月までは1,000分の115.0)

2. 保険料の納付方法

- 申請書受付後、健康保険被保険者証と納付書等を送付しますので、保険料を下記「3」により納付期限までに納付してください。
- 保険料は年度を単位として、一定期間分を一括して先に納付(半年前納・1年前納)することができます。前納は保険料の割引があること及び納付の手間が省けるほか、納め忘れを防ぐことができます。
- 申請時における前納は資格取得月の末日(末日が土、日、祝日の場合は翌営業日)までに納付することにより前納となるため、申請時期によっては前納することができない場合があります。(下記「3の例3」を参照。この場合、次回前納開始月の10月から翌年3月分まで前納することができます。)

3. 退職日、任意継続申請日及び納付方法に応じた具体例

例1) 一般的な例・・・3月31日退職、4月5日申請の場合

4月分保険料を納付書に記載の納付期限までに納付してください。
毎月払いの場合は、5月分以降は毎月10日(10日が土、日、祝日の場合は翌営業日)までに各月1か月分の保険料を納付してください。

毎月 払い	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
	納付書記載の期限までに納付	毎月10日までに各月1か月分納付										

半年前納又は1年前納の場合は、開始月の前月末日までに保険料を納付してください。

半年 前納	4月分	(前納)5月～9月分					(前納)10月～翌年3月分					
	納付書記載の期限までに納付	4月30日までに納付					9月30日までに納付					

1年 前納	4月分	(前納)5月～翌年3月分										
	納付書記載の期限までに納付	4月30日までに納付										

例2) 月途中で退職し、半年前納又は1年前納を希望する申請が月末近くなった場合 ・・・4月10日退職、4月25日申請の場合

4月分保険料と(前納)5月～9月分又は(前納)5月～翌年3月分の保険料を4月30日までに納付してください。

半年 前納	4月分	(前納)5月～9月分					(前納)10月～翌年3月分					
	4月30日までに納付											

1年 前納	4月分	(前納)5月～翌年3月分										
	4月30日までに納付											

例3) 月途中で退職し、申請が翌月になった場合・・・4月20日退職、5月8日申請の場合

4月分及び5月分保険料を納付書に記載の納付期限までに納付してください。
6月分以降は毎月払いとなります。(申請時に半年前納又は1年前納を選択することはできません。)
なお、納付方法変更申出により、10月から翌年3月分までの半年前納ができます。この場合、9月30日までに保険料を納付してください。

毎月 払い	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
	納付書記載の期限までに納付	毎月10日までに各月1か月分納付(※)										

※ 納付方法変更申出により10月から翌年3月分を半年前納に変更可能(9月30日まで)

お問い合わせが多いご質問

Q 1 : 任意継続被保険者の資格取得の申請はどのように行うのですか？

A 1 : 「任意継続被保険者資格取得申請書」を記入し、退職日の翌日から20日以内に当健康保険組合へ提出してください。(20日を経過した場合は申請を受けられません。)

なお、在職時の健康保険被保険者証はお勤めされていた事業所へ提出してください。(事業所を通じて当健康保険組合へ返納されます。)

Q 2 : 「任意継続被保険者資格取得申請書」を提出しましたが、健康保険被保険者証はいつ届きますか？

A 2 : お勤めされていた事業所から提出される「資格喪失届(健康保険被保険者証を添付)」の処理後、任意継続の健康保険被保険者証が作成できるようになりますので、1週間程度でお届けとなります。事業所からの資格喪失届の提出が遅れた場合や、4月など退職者が多い時期は健康保険被保険者証のお届けまでに2週間程度かかる場合があります。

Q 3 : 「任意継続被保険者資格取得申請書」を提出してから、健康保険被保険者証が届くまでの間に医療機関等で診療を受ける場合は、どのようにすればよいですか？

A 3 : 任意継続被保険者の資格取得日は、退職日の翌日になります。健康保険被保険者証が届くまでの期間も、健康保険給付の対象となりますのでご安心ください。

健康保険被保険者証が届くまでの間に医療機関で診療を受けて医療費を全額ご負担された場合には、健康保険被保険者証が届いた後、医療機関に提示すれば保険負担分が後日精算される場合もありますので、受診時等に医療機関に確認してください。

医療機関で精算できない場合には「療養費支給申請書」に必要書類(診療報酬明細書、領収書等)を添えて、当健康保険組合にご提出ください。保険負担分をお支払いいたします。

Q 4 : 保険料が未納の場合(納付を忘れてしまった場合等)、どのようになりますか？

A 4 : 次の①から③の場合、資格喪失(取消)となり、健康保険被保険者証が使用できなくなります。

①初回保険料が未納の場合、資格取得日(退職日の翌日)に遡り資格取得取り消しとなります。

②半年前納又は1年前納を選択した場合で、納付期日(資格取得月の末日(末日が土、日、祝日の場合は翌営業日))を過ぎてしまった場合は毎月払いに変更となり、納付期日は毎月10日(10日が土、日、祝日の場合は翌営業日)となります。さらに毎月10日の納付期日を過ぎてしまった場合には、納付期日の翌日に資格喪失となります。

③毎月払いを選択した場合で、納付期日(毎月10日(10日が土、日、祝日の場合は翌営業日))を過ぎてしまった場合は、納付期日の翌日に資格喪失となります。

①の場合は退職日の翌日から、②又は③の場合は資格喪失日から健康保険被保険者証は使用できなくなりますのでご注意ください。

なお、資格喪失後、健康保険被保険者証を使用した場合、医療費組合負担額について返還請求します。

Q 5 : 保険料を半年前納又は1年前納した後、就職することになった場合、前納保険料はどのようになりますか？

A 5 : 就職して健康保険等の被保険者となったときは、就職した月分以降の保険料を還付します。(資格取得月と同月に就職した場合のみ、その月の保険料は還付できません。)

Q 6 : 任意継続被保険者となった場合、健康診断や保養所の利用は可能ですか？

A 6 : 利用可能です。なお、ご利用には各種利用申込書(当健康保険組合ホームページからダウンロードが可能)の提出が必要です。